60　法別表第三の二十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
二　［略］
三　［略］
四　［略］
五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
六　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
七　［略］
八　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
九　［略］
十　［略］
61　法別表第三の二十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
三　入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
62～67　［略］
（法別表第四の総務省令で定める事務）
第四条　［略］
［2～17　略］
18　法別表第四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十二　略］
十三　児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［19～51　略］
52　法別表第四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

59　［同上］
［新設］
一　［同上］
二　［同上］
三　［同上］
［新設］
［新設］
四　［同上］
［新設］
五　［同上］
六　［同上］
60　［同上］
一　特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［新設］
二　特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認
61～66　［同上］
（法別表第四の総務省令で定める事務）
第四条　［同上］
［2～17　同上］
18　［同上］
［一～十二　同上］
十三　児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［19～51　同上］
52　［同上］
［一・二　同上］
［新設］